

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、善通寺市土地改良区の頭首工管理規程を次のとおり令和8年8月21日認可した。

令和8年8月28日

香川県知事 池 田 豊 人

善通寺市土地改良区頭首工管理規程の概要

1 かんがい期間

毎年6月1日から10月31日まで

2 取水量等

頭首工の水位及び取水量に応じて堰上げ高及び水門ゲートの開度を調節し、必要な水量を取水するものとする。

3 洪水等緊急時の措置

管理者は、警戒体制をとり、緊急事態に対応した施設の操作、情報の収集を行う。

4 施設の管理

管理者は、操作に必要な器具設備等の点検整備を行う。